# ◎衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律 新旧 i 対照表

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法 (平成六年法律第三号) (**第一条関係**) 〔公布日施行

改

正

案

(傍線部分は改正部分)

### 第三条 2 十五年法律第百号) 数が二以上とならないようにすることとし、 0 議 れを一に切り上げるものとする。)の合計数が公職選挙法 道府県の人口を除して得た数 通 $\mathcal{O}$ っては、 (改定 数は、 等の て得た数 口をいう。 規 次条第 人口のうち、 玉 の定数に相当する数と合致することとなる除数を 定により 勢 のとする。 事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。 案の 調 前条の規定による改定案の作成は、 各都道府県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都 各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区 查 一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当た 作 行わ (統計 以下この条において同じ。)の均衡を図り、 成の基準 その最も多いものを最も少ないもので除して得た 未満の端数が生じたときは、 とする。 れる国勢調査に限る。) 法 第四条第 平 成 十九年法律第五 (一未満の端数が生じたときは、 項に規定する衆議院 の結果による日本国 十三 各選挙区 これを一に切り上 行政区画、 号) 小選 第 0) 五 人 ئ 地勢、 学区 各選挙区 П 条第二項 (昭和二 (最近 |選出 民 で 除 交 $\mathcal{O}$ 第三条 ( \

3

項の

規定による勧告に

、係る第

項の改定案の

区の数は

変更しないものとする。

ては、条第二

各都道府県

の区

|域内の衆議院小選挙区選出議員の

選挙

# 現

行

、改定案の作

成

の基準

交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならな じ。)のうち、 これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。 を図り、 が二以上とならないようにすることを基本とし、 前条の規定による改定案の 各選挙区の その最も多いものを最も少ないもので除して得た数 人口 (官報で 作成は、 公示された最近 各選挙 行政区画、 0 区 (1) 玉 人口 勢 調 査又は の均 地勢、 下

## (勧告の期限等)

とする。
による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものによる人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うもの項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査(統計法第五条第二第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査(統計法第五条第二

2 の規定による勧告を行うものとする。 計法第五条第二項ただし書の規定により、 による人口が最初に官報で公示された日から による日本国民の人口のうち、 れた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。) で除して得た数が一 前項の規定にかかわらず、 一以上となったときは、 審議会は、 その最も多いものを最も少ないも 各選挙区の国勢調 前項の国勢調査が行わ 当 「該国勢調査の結果 年以内に、 第二条 の結果 查 (統

### (勧告の期限等)

れた日から一年以内に行うものとする。われる国勢調査に限る。)の結果による人口が最初に官報で公示さ年法律第五十三号)第五条第二項本文の規定により十年ごとに行第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査(統計法(平成十九

よる勧告を行うことができる。不均衡その他特別の事情があると認めるときは、第二条の規定に前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の人口の著しい

2

○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(第二条関係)〔平成二十七年国勢調査の結果に基づく区割り改定と同時に施行〕

(傍線部分は改正部分)

規定する法律で定める選挙区が最初に更正されるまでの間置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、第院(比例代表選出)議員の二以上の選挙区にわたつて市町 5、	(各) はい。 選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りで 選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りで 出)議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の 出)で、	の数は、別表第二で定める。例代表選出)議員の選挙区及び各選挙区より、新たな区割りを規定するものとしより、新たな区割りを規定するものとし	※ 別表第一は一旦「削除」という形をとるが、区画審による区め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。第十三条 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区は、別に法律で定 第(衆議院議員の選挙区)	2・3 (略) 2・3 (略) 2   (議員の定数)	改 正 案
表第一が最初に更正されるまでの間は、衆議院(比例代表選出)村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、別衆議院(比例代表選出)議員の二以上の選挙区にわたつて市町(町)	(各) さは、この限りでない。 きは、この限りでない。 きは、この限りでない。 ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたと議院(小選挙区選出)議員の選挙区は、なお従前の区域による。 別表第一に掲ける行政区画その他の区域に変更があっても、衆	議員の数は、別表第二で定める。(比例代表選出)議員の選挙区及び各選挙区において	め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。第十三条 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区は、別表第一で定(衆議院議員の選挙区)	2・3 (略) 九十五人を小選挙区選出議員、百八十人を比例代表選出議員とす 九十五人を小選挙区選出議員、百八十人を比例代表選出議員とす (議員の定数)	現行

	(略)	(略)
十四人	東北	東北 改定法で定める数
		表において「改定法」という。)で定める数
八人	北海道	北 海 道 第十三条第一項に規定する法律(以下この
議員数	選挙区	選挙区議員数
	別表第二(第十三条関係)	別表第二(第十三条関係)
		れる。
	(略)	割り改定により、新たな区割りを規定するものとして改めて定  ※ 別表第一は一旦「削除」という形をとるが、区画審による区
	別表第一(第十三条関係)	別表第一 削除
		れを一に切り上げるものとする。)とする。
		除数をいう。)で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、こ
		議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる
		に切り上げるものとする。)の合計数が第四条第一項に規定する衆
		の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一
		この項において同じ。)を比例代表基準除数(その除数で各選挙区
		人口(最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。以下
		例とする。この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の
		る。以下この項において同じ。)の結果によつて、更正することを
		第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限
	(新設)	7 別表第二は、国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)
	6 (略)	6 (略)
		よる。
0	議員の選挙区は、なお従前の区域による。	は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙区は、なお従前の区域に

結果によつて
条第二項本文の表は、
という形をとるが、小選挙区の区割り改定と同時に、新たな定
議員数は一旦「第十三条第一項に規定する法律で定める数」
(略)
改定法で定める数 九
改定法で定める数 四
(略)
改定法で定める数
改定法で定める数 近
改定法で定める数 東
改定法で定める数 北陸信越
改定法で定める数   東 京 都
(略)
改定法で定める数   南 関
(略)
改定法で定める数   北 関